

静岡県週休2日推進工事（建築工事）特記仕様書 [受注者希望型]

1 発注方式

本工事は、受注者が対象期間開始前に発注者に対して週休2日に取り組む(受注者希望型では4週6休以上で取り組むことを含む。以下同じ。)旨を協議したうえで工事を実施する週休2日推進工事（受注者希望型）である。

3～6項に基づいて週休2日に取り組む希望の有無を対象期間開始前に監督員に書面で報告するものとする。なお、週休2日の取り組みを希望しない受注者は3～6項に規定する義務を負わない。

2 週休2日の考え方

- (1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「対象期間」とは、工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- (3) 「現場閉所」とは、関連工事を含めて、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (4) 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (5) 「現場閉所（現場休息）率」とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（現場閉所（現場休息）日数／対象期間日数）をいい、現場閉所（現場休息）率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上 28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上 25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 取組内容の設定

対象期間及び取組レベル（「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」または「4週6休以上4週7休未満」のいずれか。以下同じ。）は、対象期間開始前の受発注者間協議により設定する。

4 現場閉所（現場休息）の確認

受注者は、対象期間開始前に週休2日（受注者希望型では取組レベル以上）の取得計画が確認できる「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した実施工程表等を作成し、監督員の確認を得たうえで週休2日に取り組むものとする。対象期間開始後に工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度実施工程表等を提出するほか、現場閉所（現場休息）率確認時には、実施工程表等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し監督員に提出するものとする。

5 現場閉所（現場休息）率の算出

監督員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された実施工程表等により対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認のうえ現場閉所（現場休息）率を算出する。なお、現場閉所（現場休息）率の算出結果が取組レベルを超えた場合でも、当初協議による設定を上限として判定し、7項を適用する。

6 工事間調整

受注者は監督員、関連工事受注者その他関係者と協力し、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離又は分割で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

7 費用の計上

発注者は、以下の(1)から(3)までの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して工事費を算出し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 4週8休以上 | 補正係数 1.05 |
| (2) 4週7休以上4週8休未満 | 補正係数 1.03 |
| (3) 4週6休以上4週7休未満 | 補正係数 1.01 |

8 「関連工事」について

「関連工事」として扱う工事は現場説明書等による。